

## 滋賀県地方合同庁舎広告募集要項

### 1 広告関係規程

広告の掲載は、「滋賀県広告等事業実施要綱」、「滋賀県地方合同庁舎広告設置基準」および「滋賀県地方合同庁舎広告設置要領」に基づいて行います。

### 2 設置場所・設置枠数

別添仕様書のとおり

### 3 広告の種類・規格

別添仕様書のとおり

### 4 広告を設置できる期間

広告を設置した日から申請者が希望する任意の期間

(設置開始日を各月1日とし、1か月を単位として設置するものとします。)

### 5 広告等設置料

(1) 滋賀県南部合同庁舎・甲賀合同庁舎・東近江合同庁舎・湖東合同庁舎

・湖北合同庁舎設置分 (5庁舎)

1枠 A1 : 6,000円/月

B2 : 4,000円/月

(2) 滋賀県木之本合同庁舎・高島合同庁舎設置分 (2庁舎)

1枠 A1 : 5,000円/月

B2 : 3,000円/月

※上記(1)(2)の広告等設置料には、行政財産使用料、消費税および地方消費税を含みます。

※ポスター広告と併せてパンフレットラックの使用を希望する場合は、上記金額に1,000円/月を付加するものとします。

### 6 設置申込

別添「広告設置申込書」により、申込みを行っていただきます。

申込みは、随時受け付けるものとします。

(ただし、申込期間は広告開始予定日の3か月前から1か月前までとします。)

### 7 応募資格および広告設置の基準

次の資格および基準を満たすことが必要です。

広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募される場合には、広告代理店に加えて広告主が下記の資格および基準を満たす必要があります。

#### (1) 資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等でないこと
- ② 県から入札参加停止措置を受けている法人等でないこと
- ③ 直近の1年間に県税を滞納している法人等でないこと
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生または再生手続きを行っている法人等でないこと

- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等でないこと
- ⑥ 滋賀県広告等事業実施要綱第5条第2項各号および「滋賀県地方合同庁舎広告設置基準」第3条各号に定める業種または事業者に該当する法人等でないこと

(2) 基準

広告の範囲および内容が、「滋賀県広告等事業実施要綱」第5条第1項各号および「滋賀県地方合同庁舎広告設置基準」第2条各号に定めるものに該当しないこと。

## 8 広告設置の可否の決定

- (1) 広告設置団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県地方合同庁舎広告設置基準に基づき、滋賀県土木交通部広告等選定委員会において審査します。
  - (2) 広告設置に適すると認められる申込者が募集件数を超えた場合は、広告設置希望期間の長い申込者を優先して設置者を決定します。
  - (3) (2)の場合において、広告設置希望期間が同じである申込者が募集件数を超えた場合は、公開抽選(くじ)により決定します。
- (注) 抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。
- (4) 随時申込みの場合、先着順に審査を行います。ただし、同日中に申込みがあり、広告設置に適すると認められる申込者が募集件数を超えた場合、上記(2)(3)により設置者を決定します。

## 9 申込者への結果の通知

広告設置の可否は申込者全員に通知します。

## 10 広告等設置料の請求等

契約の締結および行政財産使用許可の手続き後、県の定める納付書により広告等設置料を請求します。

## 11 申込みに際しての留意事項

- (1) 設置開始日を各月1日とし、1か月を単位として設置するものとします。
- (2) 設置枠数は、仕様書のとおりです。
- (3) 滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県地方合同庁舎広告設置基準、滋賀県地方合同庁舎広告設置要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。
- (4) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。県が推奨するものではありません。

## 12 申込み、問い合わせ先

滋賀県土木交通部監理課総務係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4110 / E-mail ha00@pref.shiga.lg.jp

## 別紙

### 滋賀県地方合同庁舎の広告設置に係る仕様書

#### ○施設の概要

##### 【南部合同庁舎】

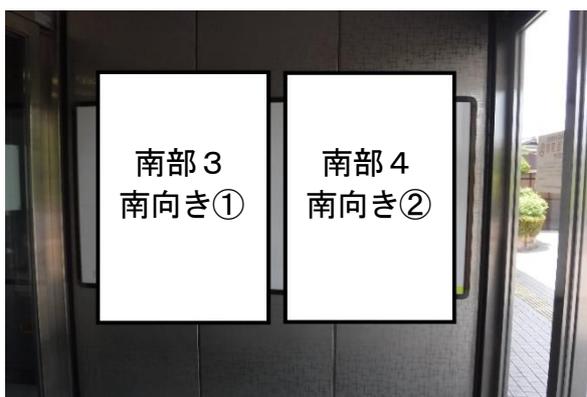
名 称	滋賀県南部合同庁舎
所 在 地	滋賀県草津市草津三丁目14-75
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施 設 の 主 な 用 途	事務所
主 な 管 轄 エ リ ア	草津市、守山市、栗東市、野洲市
開 庁 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁 日	土日祝祭日、年末年始
年 間 来 庁 者 数	約3万人
庁 舎 内 職 員 数	約180人
備 考	

#### <募集広告に関する事項>

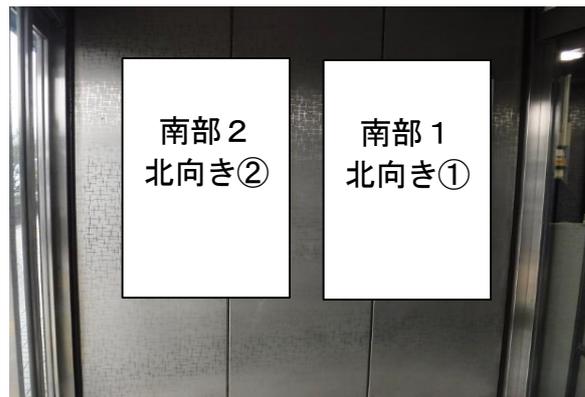
種 類	ポスター
設 置 位 置	南部1：1階表玄関 北向き①
	南部2：1階表玄関 北向き②
	南部3：1階表玄関 南向き①
	南部4：1階表玄関 南向き②
対 応 規 格	A1サイズ（841mm×594mm）
	B2サイズ（728mm×515mm）
備 考	パンフレットラックの利用可

#### <設置場所の写真>

南部3・4



南部1・2



**【甲賀合同庁舎】**

名 称	滋賀県甲賀合同庁舎
所 在 地	滋賀県甲賀市水口町水口6200
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施設の主な用途	事務所
主な管轄エリア	甲賀市、湖南市
開 庁 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁 日	土日祝祭日、年末年始
年 間 来 庁 者 数	約2.5万人
庁 舎 内 職 員 数	約160人
備 考	

**<募集広告に関する事項>**

種 類	ポスター
設置位置	甲賀1：本館1階西側エレベーター横壁面 甲賀2：本館1階1A会議室西側壁面
対応規格	A1サイズ（841mm×594mm） B2サイズ（728mm×515mm）
備 考	パンフレットラックの利用可

**<設置場所の写真>**

甲賀1



甲賀2



**【東近江合同庁舎】**

名 称	滋賀県東近江合同庁舎
所 在 地	滋賀県東近江市八日市緑町7-23
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施設の主な用途	事務所
主な管轄エリア	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
開 庁 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁 日	土日祝祭日、年末年始
年 間 来 庁 者 数	約3万人
庁 舎 内 職 員 数	約160人
備 考	

**<募集広告に関する事項>**

種 類	ポスター
設置位置	東近江1：1階表玄関 南向き① 東近江2：1階表玄関 南向き②
対応規格	A1サイズ（841mm×594mm） B2サイズ（728mm×515mm）
備 考	パンフレットラックの利用可

**<設置場所の写真>**

東近江1・2



東近江1・2



**【湖東合同庁舎】**

名 称	滋賀県湖東合同庁舎
所 在 地	滋賀県彦根市元町4-1
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施設の主な用途	事務所
主な管轄エリア	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
開 庁 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁 日	土日祝祭日、年末年始
年 間 来 庁 者 数	約3万人
庁 舎 内 職 員 数	約160人
備 考	

**<募集広告に関する事項>**

種 類	ポスター
設置位置	湖東1：1階玄関ホール 北側 湖東2：1階玄関ホール パンフレットコーナー南側
対応規格	A1サイズ（841mm×594mm） B2サイズ（728mm×515mm）
備 考	パンフレットラックの利用可 ポスター枠の設置場所が多少変更になる可能性があります。

**<設置場所の写真>**

湖東1



湖東2



**【湖北合同庁舎】**

名 称	滋賀県湖北合同庁舎
所 在 地	滋賀県長浜市平方町 1 1 5 2 - 2
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施設の主な用途	事務所
主な管轄エリア	長浜市（旧伊香郡を除く）、米原市
開 庁 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁 日	土日祝祭日、年末年始
年 間 来 庁 者 数	約3.5万人
庁 舎 内 職 員 数	約180人
備 考	

**<募集広告に関する事項>**

種 類	ポスター
設置位置	湖北1：1階玄関ホール 西向き 湖北2：1階玄関ホール 北向き（エレベータ左側）
対応規格	A1サイズ（841mm×594mm） B2サイズ（728mm×515mm）
備 考	パンフレットラックの利用可

**<設置場所の写真>**

湖北1



湖北2



**【木之本合同庁舎】**

名 称	滋賀県木之本合同庁舎
所 在 地	滋賀県長浜市木之本町黒田 1 2 3 4
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施設の主な用途	事務所
主な管轄エリア	長浜市（うち旧伊香郡）
開 庁 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁 日	土日祝祭日、年末年始
年 間 来 庁 者 数	約2,500人
庁 舎 内 職 員 数	約40人
備 考	

**<募集広告に関する事項>**

種 類	ポスター
設置位置	木之本1：1階玄関ホール 東向き
対応規格	A1サイズ（841mm×594mm） B2サイズ（728mm×515mm）
備 考	パンフレットラックの利用可

**<設置場所の写真>**

木之本1



**【高島合同庁舎】**

名 称	滋賀県高島合同庁舎（別館：土木事務所庁舎）
所 在 地	滋賀県高島市今津町今津1758
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施設の主な用途	事務所
主な管轄エリア	高島市
開 庁 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁 日	土日祝祭日、年末年始
年 間 来 庁 者 数	約5,000人
庁 舎 内 職 員 数	約50人
備 考	

**<募集広告に関する事項>**

種 類	ポスター
設置位置	高島1（別館）：1階～2階の階段踊り場
対応規格	A1サイズ（841mm×594mm） B2サイズ（728mm×515mm）
備 考	パンフレットラックの利用可

**<設置場所の写真>**

高島1



広告設置申込書

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

滋賀県地方合同庁舎広告募集要項に基づき、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県地方合同庁舎広告設置基準、滋賀県地方合同庁舎広告設置要領の内容を熟知の上、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所または所在地		
	商号または名称		
	代表者職・氏名		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話	
F A X			
E - m a i l			
広告等の設置等申込種類		ポスターの掲載 ( A 1 ・ B 2 )	
パンフレットラック使用の有無		有 ・ 無	
広告等の設置等希望場所		(希望番号を記入してください 例：南部1)	
使用期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
見積額		金 _____ 円 ※上記金額は消費税および地方消費税を含む。	
広告等の 内容	仕様		
	別添資料		
(参考) 予定広告 内容	(予定)広告主名		
	業種・事業内容		
	設置 する 内容	※デザイン等の素案(ラフ案)がある場合は別途添付してください。	

添付書類

- ① 法人登記記載事項全部証明書 (コピー可)
- ② 定款、会則または会社概要(パンフレット)等 (コピー可)
- ③ 誓約書

# 誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県知事 三日月 大造

住所または所在地 〒

氏名または商号名称  
および代表者名

滋賀県地方合同庁舎広告募集要項の申込みに当たり、下記の事項について真実に相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 滋賀県地方合同庁舎広告募集要項「7 応募資格および広告設置の基準」の要件を満たしています。
- 2 提出した広告設置申込書に虚偽または不正はありません。
- 3 設置事業者に決定した場合、滋賀県ホームページに設置事業者名および決定金額を掲載することに同意します。